

詳細仕様書

1 目的

岸和田水道センター（以下「発注者」という。）が使用する量水器（以下「メーター」という。）の購入に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 規格および購入個数

口径 (mm)	規 格	購入個数 (個)
φ 25	乾式接線流羽根車式複箱型メーター[直読式、デジタル・アナログ併用表示] 4 枝・Q3=6.3 m ³ /h, Q3/Q1=100, 全長=225 mm, 上水栓	280
φ 30	乾式接線流羽根車式複箱型メーター[直読式、デジタル・アナログ併用表示] 5 枝・Q3=10 m ³ /h, Q3/Q1=100, 全長=230 mm, 上水栓	30

3 バーター方式とは

- (1) スクラップメーターを下取りし、納品するメーターは新品とする。
- (2) スクラップメーターは納入時に、納入個数と同数を引き渡すものとする。
- (3) スクラップメーターのメーカー・型式・材質は、問わないものとする。

4 見積書記載方法

下取り価格は単価に含むものとし、口径毎に、単価（10円止め）（円）×個数で計算すること。ただし、消費税および地方消費税抜きの価格とする。

5 法令および規格の遵守

メーターは、水道法、計量法およびその他関連法規を遵守し、発注者が規定する事項を除き、関係諸規格を準用したものとする。

6 付属品

購入価格にはメーター1個につきパッキン（NBR80°）2枚を含むものとし、各ケースに必要数量をまとめて同梱すること。また必要数量の10%を予備分として別に納品すること。

7 構造・材質

- (1) メーターおよび付属品に使用する部品は、計量法および「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」の浸出基準に適合するものを使用する。
- (2) メーターケースの材質は鉛レス銅合金を使用し、鉛の浸出性能基準は、鉛の量に関して0.01 mg/ℓ以下を8年間保持するものとする。
- (3) メーターの上ケースと下ケースは同じ材質のものを使用すること。また、原則として、2回以上の修理が可能であるものとする。
- (4) メーターの内部部品は、水質に影響をおよぼさない耐食性、耐磨耗性に優

れた材料を用いるものとする。

8 塗装

メーターの下ケースは無塗装とする。但し、メーターの上蓋には無着色透明の酸化防止処理を施すこと。

メーターの上蓋の色については、発注者の指定する色とする。

9 表示項目

- (1) メーターの下ケースには、口径・製造年（西暦の下2桁）・材質記号・製造メーカー記号・流れの方向を鋳出し表示すること。材質記号は表1のとおりとする。
- (2) メーターの上ケースには発注者が指定するメーターフレーム番号を打刻すること。また表1の材質記号を鋳出し表示すること。表示する位置は発注者と協議すること。
- (3) メーターの上蓋表面には口径・製造メーカー記号および上記(2)と同じメーターフレーム番号を打刻すること。

表1 材質記号

鉛レス銅合金の種類	材質記号
鉛をビスマス(Bi)で代替した銅合金	B
鉛をシリコン(Si)で代替した銅合金	E

10 検定および検定満期満了の表示

- (1) メーターは納品日の1ヶ月以内に検定検査を受け合格したものとする。
- (2) メーターには次のいずれかの証印を付する。
 - ① 計量法第72条第1項に規定する検定証印
 - ② 計量法第96条第1項に規定する基準適合証印（③によるものを除く）
 - ③ 指定製造事業者の指定等に関する省令第8条第4項に基づき認められた基準適合証印
- (3) 検定満期の満了表示は、メーターの蓋裏面にシールで表示すること。

11 納品

- (1) メーター（ネジ式）はプラスチック製（PP）ケース（水抜き用の穴が開いたもの）で納品すること。1箱あたりの収納数は以下のとおりとする。

口径	φ13	φ20	φ25	φ30	φ40
収納個数	20個入	10個入	8個入	6個入	5個入

- (2) 接合ネジの保護およびゴミの混入を防ぐためキャップを取りつけること。
- (3) 納品場所において、仕様書その他提出書類により、数量の確認・外観・形状・検定証印・メーターフレーム番号など職員の検査を受けた後引き渡すこと。
- (4) 納入にかかる経費は受注者の負担とする。

12 提出書類

- (1) 納品書
- (2) 水道メーター検定合格証明書もしくは器差成績表
なお、(2)についてはA4版で口径・メーカー型式・メーター番号・検定年
月日・検定有効月等を記載すること。

13 承認事項の変更

承認事項に変更が生じたときは、速やかに変更承認願書と、必要な図面および図書を添付して承認を得るものとする。

14 疑義・その他

この仕様書に定めのない事項および本仕様書の解釈に疑義を生じた場合は、発注者受注者協議の上決定するものとする。